

別表1（第5条関係）

補助対象経費

区分	工事等内容	備考
外装工事	看板の設置・取替え	建物に直接固定するものに限る。
	外壁の張り替え及び塗装	
	ショーウインドウ、サッシ、窓ガラス、網戸、雨戸、シャッター取付け・取替え工事	
	オーニング、外灯の取付け・取替え工事	
	ウッドデッキ、バルコニー、テラスの取付け・取替え	
	バリアフリー化工事	
内装工事	床材、壁材、天井材の張り替え又はタイル工事	
	床材、壁材、天井材の塗装、その他の塗装工事又は左官工事	
	ドアの設置・取替え	自動ドア化を含む。
	畳入替え、表替え、その他畳工事	
	襖・障子の取替え	
	照明の設置・取替え	
	店舗間仕切りの変更	
	換気扇、空調設備の設置・取替え	接客スペースに設置・使用するものに限る。
	商品陳列棚の設置工事	容易に移動できないもので、冷蔵ショーケース等主として電気を用いるものを除く。
	その他建具工事	
建設設備工事	洗面所、トイレの新設・移設又は洗面台、便器の取替え、その他衛生設備工事及び付随する配管工事	浄化槽工事、下水道接続工事を除く。
	配線、スイッチ、コンセントの設置・移設工事	
	その他電気設備工事	
その他	建物基礎、土台の補強・修繕	
	上記工事に伴い発生する解体工事及び廃材の処分	